

京丹後市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成24年度実施した結果を、次のとおり公表します。

平成24年11月30日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 足 達 昌 久

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

平成23年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせた指定管理者

(1) 天女の里協力会

対象施設：天女の里交流施設

所管課：商工観光部 観光振興課

(2) (株)技研サービス

対象施設：八丁浜シーサイドパーク

所管課：建設部 都市計画・建築住宅課

3 監査の範囲

平成23年度の施設管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成24年10月2日から平成24年11月29日まで

（監査実施日：平成24年10月29日）

5 監査の方法

公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ適切に行われているか、また、積極的に利用促進に努められているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体役職員等から説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

6 監査の結果

(1) 天女の里協力会

ア 団体の概要

平成12年1月、天女の里交流施設の完成と同時に施設の管理運営をしていく目的で設立された団体。平成18年9月から同施設の指定管理者として管理運営を行い、平成23年度から二期目の指定管理者となり現在に至る。団体の構成員は地元鱒留地区の住民が中心で、役員10人、資本金(預かり金)は430千円である。施設の日常管理は、常勤の支配人と臨時職員3人で行っている。

イ 指定管理施設の概要

この施設は地域農業の振興と住民生活の向上を目的として、また豊かな自然を活用した都市と農村との交流活動の拠点として平成12年に完成した。建物や施設は開設以来12年が経過し、随所で老朽化が出始めている。

管理棟である天女の館のほか和風コテージ4棟、炊事・シャワー棟、休憩舎、ウッドデッキキャンプサイト9基を備え、鱒留川を挟んで乙女神社の正面に位置する。

ウ 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

エ 指定管理料及び利用者数等

施設名	年度	指定管理料	利用者数	使用料収入
天女の里交流施設	23年度	9,131,000円	16,731人	7,428,000円
	21年度	9,131,000円	18,534人	8,494,300円
	19年度	9,131,000円	20,360人	8,639,200円

オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき適切に執行されており、経理事務や日報記帳業務についても適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

(ア) アウトドアブームが下火傾向になるとともに、年々施設来訪者も減少傾向になり、施設利用料金収入も平成19年度比で15%減少している。しかし施設利用者の約6割はリピーターということであり、京阪神が主体とのことであつた。また、築後12年が経過しており、随所に痛みが発生し修繕が必要になってきている。

立地条件の要因とともにキャンプ施設がメインの性質上夏季の利用が主であり、コテージの数があつた数棟あれば経営がもう少し楽になるだろうというこ

とであった。

しかし、施設内のキャンプエリアやふれあい広場等は綺麗に管理されており、雑草等見苦しい箇所は見受けられなかった。

施設利用以外の魚釣り、そば打ち体験などの他、米、味噌、漬物などの物販等の自主事業では、地域挙げて頑張っておられるが、売り上げの7割が仕入れ原価という低料金の設定であり、工夫が必要ではないかと感じられた。毎月の御旅市場でのフリーマーケットにも出品し、バラ寿司等の販売を行い人気を博している。

平成23年度決算では44,773円の当期純利益を出しているが、消費税47万7千円が経営に大きく負担になっているとのことであり、繰越剰余金を取り崩しているとのことであった。また貸しレントも防水効果が薄れ新規購入の要望をしているとのことであり、所管課は平成25年度予算で要求を検討していく予定とのことであった。

また、夏季の予約が詰まる時期の当日キャンセルや無断キャンセルは経営に大きくひびき、キャンセル料について検討しているが条例上規定の無い使用料の徴収は無理である。しかし、基本協定書27条の2の規定で「条例別表の範囲内で」管理者が定めるとあり、また、業務仕様書「2、利用運営業務」の「(8)利用料金徴収業務」では「②利用料金は、前納を原則とする・・・」との内容から指定管理者がコテージの利用料金をどの段階で徴収するかは管理者の判断に委ねられているため、予約時に料金を徴収する方法について考慮し、収益の安定化を図る必要がある。

さらに、消費税の平成26年4月からの8%、平成27年10月からの10%の値上げは基本協定書第26条の「指定管理料の変更」規定に明文化されており協議事項の対象と思われる。

施設完成直後から地元の施設として管理・運営に携わってきた経過から、地域に支えられ運営している思いが強く感じられた。しかし、地域住民や協力会会員の高齢化が進んでいるが、この施設が何時までも地域に結び付いた施設として、また地域活性化の核となる施設としていくため、次期リーダーの育成等後継者育成を積極的に進められたい。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、特に改善・検討すべき事項は見受けられなかったが、次の点を指摘しておきたい。(イ) 所管課である観光振興課は指定管理施設を沢山抱えているが、指定管理者が決定した後、管理を任せっぱなしにするのではなく、指定管理者が施設の管理・運営をして行くうえで抱える問題点や課題について常に相談に乗り、親身

になった援助・指導に心掛けるべきである。

指定管理者からの相談ごと等に対しては、現地を訪問する等その都度対応を行っているとのことであったが、条例、規則、協定書等に則り、緊急を要する優先順位の高いものから対応されたい。

今後とも指定管理者の立場に立った施設修繕、備品の更新をはじめ、各種問題に対応され、公の施設が広く平等に利用され、施設の効用が最大限に発揮されるとともに、効率的な運用が図られるよう指導と援助に心掛けられるよう望むものである。

(2) (株)技研サービス

ア 団体の概要

岐阜市に本社を置き、創業49年の実績を持つ建物の総合管理や設備点検のほか公園管理や清掃、警備、水道検診などの業務を行う会社である。

指定管理者として管理・運営を請け負っている施設は、現在6府県で27施設に及ぶ。平成21年度に京丹後市が当施設の指定管理者を全国公募したところ当社が応募し、指定管理審査の結果指定管理者に選定された。

イ 指定管理施設の概要

長年の歳月を費やして平成20年度末に完成した八丁浜海岸沿いの都市公園。公園面積は9.8ha、多目的芝生広場0.71ha(68m×105m)公園管理事務所1棟、駐車場3箇所256台、公衆トイレ5棟、複合遊具2基を備えている。

ウ 指定管理期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

エ 指定管理料及び利用者数

施設名	年度	指定管理料	利用者数	料金収入
京丹後市八丁浜シーサイドパーク	23年度	14,950,000円	27,381人	239,900円
	22年度	15,000,000円	32,609人	148,200円

オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき適切に執行されており、経理事務及び日報記帳業務等についても概ね適正に処理されているものと認められた。監査の結果、特に改善や指摘する事項は見受けられなかったが、次の点についてのみ手続きを求めたい。

(ア) 多目的芝生広場の利用について、サッカー競技の盛んな土地であり、利用料の徴収はサッカー競技とグランドゴルフが主体である。

「京丹後市八丁浜シーサイドパーク有料公園施設利用規則」第3条第2項では、

「申請は、利用期日の6箇月前から利用期日の3日前までの間にしなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。」と規定している。

実態を聴取すると、年間のサッカー競技の日程を押えた後に一般利用の申請を6ヶ月前から受け付けているとのことであった。よって、施設の特特殊性からサッカー競技日程については、市長の特認事項として承認手続きを完了させておくことで、他の利用者との均衡が図れると思われるため、市長の承認許可書の取得手続きを求めたい。

この施設の指定管理者の選定過程では、市の公の施設の指定管理者が市外業者でしかも府外の業者ということで、議会でも論議を呼んだ経過から、その後の管理・運営上で問題点が発生していないかという点を主体に監査の対象団体に選定した。

常駐する社員2人とパート職員3人は市内から雇用され、また特殊業務委託を除き芝生管理や浄化槽保守点検業務などは地元業者との委託契約であった。

また、地元関係団体との連携についても運営協議会が組織され、年2回の会議が開催されており、地元や利用者からの苦情は受けていないということであった。

夏季駐車場管理の臨時職員6人も地元からの雇用であった。

多目的芝生広場の利用料は初年度95団体、148,200円であったが、2年目の平成23年度は108団体、239,900円と伸びていた。今後ノルディックウォーキングを初め運営協議会との連携でさらに自主事業の実施や事業誘致で利用の増加と地元への貢献に期待したい。

公園は八丁浜海岸沿いに位置し、潮風の強いことや打ち寄せられた漂着ゴミの飛散が想定されるが、綺麗に管理されていた。また、芝生は潮風に強い品種であるとのことだが、刈込、散水、施肥等の管理が行き届いているように感じた。

遊具についても潮風による腐食等は見受けられなかったが、今後の経年劣化が心配される。今後の日常点検を怠らず、安全で安心して利用されそして市民に愛される都市公園として広く永く利用される施設であることを望むものである。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、特段の改善・指摘すべき事項は見受けられなかった。